

中学校武道必修化に伴う人件費の国庫補助を求める意見書

文部科学省は、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申を受け、平成 20 年 3 月に中学校学習指導要領の改訂を告示。新学習指導要領では中学校保健体育において、武道・ダンスを含めたすべての領域を必修とすることとし、平成 24 年度から完全実施しました。

前述の答申の中で、「武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるよう指導の在り方を改善」することが示されています。しかし、柔道は武道の中でも危険を伴うため、保護者等からは「指導者はいるのか」「安全性は大丈夫か」といった声や、テレビ・新聞等による安全性の確保についての報道もされ、伊豆市では市民から中学校体育の武道必修化に関する申し入れ書が平成 24 年 2 月 2 日に教育長宛てに提出されました。また、中学校の武道必修化に伴う諸経費の予算化に関する要望書も議会に提出されています。

そのような中、文部科学省は平成 24 年 3 月 9 日、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底に関する文書を全国に送付し、「指導者が一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制が確保できない場合、適切な外部指導者の協力を得ること」としました。

しかし、国は通知を出すだけで財源は地方自治体の負担となってしまいます。

よって国においては、武道必修化に伴う柔道指導者に必要な予算は国庫補助とするよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 27 日

静岡県伊豆市議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

文部科学大臣 平野 博文 殿